

商法改正の動向と 標準運送約款及び標準内航運送約款について

商法及び国際海上物品運送法の一部を改正する法律について

改正の要点

明治32(1899)年 現行商法制定・施行

<平成13年 司法制度改革審議会意見>

商法を現代社会に適応した分かりやすいものとするべき

○会社法制の全面見直し(平成17年)

○保険法制の全面見直し(平成20年)

平成26年2月 法務大臣から法制審議会への諮問(第99号)

I 商法制定以来の社会・経済情勢の変化への対応

II 荷主, 運送人その他の運送関係者間の合理的な利害の調整

III 海商法制に関する世界的な動向への対応

審議の経緯

※**実務界の代表**が議論に参画

弁護士会, 裁判所, 荷主(経団連, 日商), 運送業界(陸・海・空)
労働団体, 消費者団体, 損保協会等

平成26年4月 商法(運送・海商関係)部会での調査審議 開始
※旅客運送については、「旅客運送分科会」を設置

平成27年3月 **中間試案**の公表・意見募集手続(～5月)←**団体135件, 個人8件**

6月 部会での調査審議 再開

※合計で部会**18回**, 分科会**7回**を開催

運送の規定

中心的な改正対象 改正の影響が一部及ぶ

	国内運送	国際運送
陸上運送	商法 569条～592条	—
海上運送	商法 737条～787条	船荷証券統一条約 → 国際海上 物品運送法 ※商法の規定を準用
航空運送	規定を欠く	モントリオール条約 (直接適用)

※国際海上物品運送法について
2008年の新条約への他国の加盟状況を注視中であり, 全面見直しはしない。

「海商」とは

海上運送業等に関する特殊な規律として商法第三編(684条～851条)に定めるものをいい, 海上運送, 船舶衝突, 海難救助, 海上保険, 船舶先取特権等の規律から成る。

平成28年 2月 法制審総会で要綱決定→答申

平成28年10月 閣議決定・法案提出
(平成29年9月 廃案)

平成30年 2月 閣議決定・法案提出

平成30年 5月 成立・公布(平成31年4月1日施行)

商法及び国際海上物品運送法の一部を改正する法律について

改正の対象

	商 法	片仮名／平仮名
第1編総則	1条～32条	平仮名(※)
	33条～500条	削除【会社等】
第2編商行為のうち 総則, 売買等	501条～542条	平仮名(※)
第2編商行為のうち 仲立営業, 運送営業等	543条～628条	片仮名
	629条～683条	削除【保険】
第3編海商	684条～851条	片仮名

※H17年会社法改正時に関連部分であったため改正

改正対象

(第2編の実質改正は運送営業関連のみ)

改正の内容

I 商法制定以来の社会・経済情勢の変化への対応

①航空運送・複合運送に関する規定の新設(新商法第2編第8章(第569条～第594条))

現 状: 航空運送や複合運送(陸・海・空を組み合わせた運送)に関する規定なし

問題点: 現代社会では頻繁に行われる運送形態であるため, 規定を設けるべき

改正法: 総則的な規律を新設。 複合運送の運送人の責任は, 運送品の滅失等が生じた区間に適用される規律に従う。

II 荷主、運送人その他の運送関係者間の合理的な利害の調整

①危険物についての通知義務に関する規定の新設(新商法第572条)

現 状:危険物についての通知義務に関する規定なし

問題点:通知がなく運送人に損害が生じた場合は、信義則を根拠に損害賠償が可能ではあるが、安全な運送のために規定を設けるべき。
また、運送人が、①通知がないことのほかに、②荷送人に帰責事由があることを事実上主張立証しなければならない。

改正法:荷送人には危険物についての通知義務がある旨の規定を新設し、帰責事由がないことの主張立証を荷送人に行わせる。

※中間試案では、荷送人は帰責事由がなくても賠償責任を負うとの案もあったが、法制審議会では採用されなかった。

②運送品の損傷による運送人の責任に関する期間制限の合理化(新商法第585条)

現 状:運送人が損傷を知らなかった場合は1年の、知っていた場合は5年の消滅時効

問題点:引渡しから1年以上経過後に運送人が損傷を知っていたはずと主張されると、応訴を余儀なくされ、運送人の地位が不安定

改正法:1年の除斥期間として、予測可能性を高める(国際海上物品運送と同じルール)

「除斥期間」とは
期間の経過により当然
に権利が消滅するもの(時
効と異なり中断・停止が認
められない)

③旅客運送人の責任に関する規定の新設(新商法第591条)

現 状:旅客運送一般について、運送人の免責約款の効力に関する規定なし
(海上旅客運送人については、重過失があるなど一定の場合に運送人の免責約款が無効である旨の規定あり)

問題点:一部の海上旅客運送実務では、妊婦が乗船する場合に、「乗船中に生じた問題については一切迷惑を掛けない」旨の記載のある免責に関する誓約書を求める例が見られるなど、旅客の保護を図る必要あり

改正法:旅客の生命・身体への侵害についての運送人の責任(運送の遅延を主たる原因とするものを除く。)を減免する特約は無効とする旨の規定を新設。ただし、災害地への運送など、運送事業者が運送引受義務がないときは、免責特約も可能

④その他の検討項目

- i 荷受人の権利の見直し(運送品の全部滅失の場合にも、荷受人が運送人に損害賠償請求をすることができるようにする)
- ii 運送人の不法行為責任の見直し(運送人の契約責任を軽減する規定を不法行為責任にも準用し、両責任の著しい差異を解消する)(新商法第587条)

iii その他

(新商法第581条)

Ⅲ 海商法制に関する世界的な動向への対応

①国内海上運送人の責任の軽減(新商法第739条, 第756条)

現 状:国内海上運送人の堪航能力担保義務違反による責任は, 無過失責任

問題点:船舶の構造が複雑化した現代では, 無過失責任を負わせるのは国内海上運送人に酷
国際海上運送人の責任が過失責任であることとも不均衡

改正法:国内海上運送人の堪航能力担保義務違反による責任を過失責任化

「堪航能力担保義務」とは
船舶が安全に航海をす
る能力を有することを担保
する義務(船舶の整備, 適
切な船員の配乗等)

②船舶衝突による物損に関する不法行為責任の期間制限を国際条約と同じものに(新商法第789条)

現 状:船舶衝突による物損に関する不法行為責任は, 加害者等を知ってから1年の消滅時効

問題点:国際条約(※)では, 不法行為時から一律に2年の消滅時効とされており, 不均衡
大量運送が行われる現代では, 個々の荷主ごとに消滅時効の起算点が異なると, 船舶所
有者の地位がいつまでも不安定であり, 条約のルールが合理的

改正法:船舶衝突による物損に関する不法行為責任について, 不法行為時から2年の消滅時効に。
※人損については, 民法第724条により, 加害者等を知ってから3年の消滅時効(民法改
正後は5年)

(※)船舶衝突二付テノ規
定ノ統一ニ関スル条約
この条約は日本国と加盟
国の船舶が衝突した場合
にのみ適用される。

③その他の検討項目

- i 海難救助者の権利の見直し(海難救助者は, 海洋環境の汚染を防止・軽減した場合の費用を請求し得るようにする) (新商法第805条)
- ii 企業保険である海上保険について, 加入の際には保険契約者の側で自発的に重要事項を告知すべき旨を明文化する。 (新商法第820条)
- iii 人の生命・身体の侵害による損害賠償請求権に関する船舶先取特権の強化(新商法第842条)
- iv その他

改正商法にかかる内航海運業界への影響について

運送法制全般について

1. 危険物に関する通知義務

(新設) 荷送人は、運送品が引火性、爆発性その他の危険性を有する物品であるときは、その引渡しの前に、運送人に対し、その旨及び当該物品の品名、性質その他の当該危険物の安全な運送に必要な情報を通知しなければならないこととする。

荷送人が通知義務に違反した場合、運送人は、これによって生じた損害の賠償を請求することができるが、その違反が荷送人の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

2. 高価品に関する特則の適用除外

(現行) 貨幣、有価証券その他の高価品について、荷送人が運送を委託するにあたり、その種類及び価格を明告しなかったとき、運送人は損害賠償の責任を負わない。

(改正後) 荷送人から高価品であることの明告がなくても、運送契約の締結当時、運送品が高価品であることを知っていた運送人は免責されない規律を追加する。

3. 複合運送

(新設) 陸上運送、海上運送、航空運送のうち二以上の運送を一の契約で引き受ける複合運送契約に関する規律を新設。

運送品の滅失等についての運送人の損害賠償の責任は、滅失等に原因が生じた運送区間に係る法令又は条約に従う。

4. 旅客に関する運送人の責任

(現行) 運送人は注意を怠らなかつたことを証明しない限り、旅客が運送によって受けた損害を賠償しなければならないが、損害賠償を免責する特約をおくことが可能。

(改正後) 旅客の生命又は身体にかかる運送人の損害賠償の責任を免除し、軽減する特約は無効とする(片面的強行規定)。

ただし、大規模な火災、震災その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、運送に伴い通常生ずる振動その他の事情により生命又は身体に重大な危険が及ぶおそれがある者の運送を行う場合には適用しない。

海商法制について

1. 定期傭船

(新設) 実務上一般的な慣習となっている、当事者の一報が艦装した船舶に船員を乗り組ませて当該船舶を一定期間相手方に貸渡す定期傭船についての規律を新設(危険物の通知義務、船長の違法船積品等の処分権、堪航能力担保義務等の規定を準用。)

2. 堪航能力担保義務

(現行) 船舶所有者は傭船者又は荷送人に対し、船舶が安全に航行できる能力(堪航能力)をもっていることを担保しなければならず、この義務違反による責任は、無過失責任であるとされている。

(改正後) 堪航能力担保義務違反による責任を過失責任に改めるとともに、下記に記載する義務の内容を明示する。

- ・船舶を航海に堪える状態におくこと。
- ・船員を乗り組ませ、船舶を艦装し、及び需品を補給すること。
- ・船倉、冷蔵室その他運送品を積み込む場所を運送品の受入、運送及び保存に適する状態におくこと。

3. 免責特約の禁止

(現行) 免責特約をした場合であっても、船舶所有者の過失又は船員その他の使用人の悪意重過失、又は堪航能力違反によって生じた損害の賠償責任に係る免責特約は無効。

(改正後)

①航海傭船について

現行規律を削除(ただし、運送人と船荷証券所持人との関係における、堪航能力担保義務違反により生じた損害の賠償責任に係る免責特約は無効。)

②筒品運送について

船舶所有者の過失又は船員その他の使用人の悪意重過失により生じた損害の賠償責任に係る免責特約を無効とする規律を削除する(=堪航能力担保義務違反に係る免責特約は引き続き無効)。

4. 海上運送状

(新設) 近時の実務や諸外国の法制を考慮し、海上運送状に関する規律を新設。

※運送品の延着(運送法制全般)

運送品の延着の場合における損害賠償の額について、運送品の価格を上限とする規律を新設するかどうか論点となったが、規律を新設しない。

標準運送約款及び標準内航運送約款は、運送事業者の行政手続き上の負担を軽減するとともに、利用者利便の確保を図るという観点から、制定されたものである。

○標準運送約款について

- ・一般旅客定期航路事業者※は海上運送法第9条において、国土交通大臣の認可を受けた運送約款を定めることとしている。
- ・同条において国土交通大臣が標準運送約款を定めた場合において、事業者が標準運送約款と同一の約款を定めたときは、認可を受けたこととみなすこととしている。
- ・標準運送約款(昭和61年運輸省告示第252号)は、旅客運送の部、自動車航走の部等の4部構成で、旅客運送及び物品運送を対象としている。

※旅客不定期航路事業者においても海上運送法第23条において、法第9条を準用している。

○標準内航運送約款について

- ・RORO船及びコンテナ船で物品の運送を行う内航海運事業者は内航海運業法第8条において運送約款を定め、国土交通大臣に届出することとしている。
- ・同条において国土交通大臣が標準内航運送約款を定めた場合において、事業者が標準内航運送約款と同一の約款を定めたときは、届出をしたこととみなすこととしている。
- ・標準内航運送約款(平成17年国土交通省告示第205号)は、主に物品運送を対象としている。

標準運送約款について(参照条文)

○海上運送法(昭和二十四年法律第百八十七号)(抄)

(運送約款の認可)

第九条 一般旅客定期航路事業者は、国土交通省令の定める手続により、運送約款を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様である。

2 国土交通大臣は、前項の認可をしようとするときは、次に掲げる基準によつて、これをしなければならない。

一 利用者の正当な利益を害するおそれがないものであること。

二 少なくとも旅客、手荷物及び小荷物の運送並びに自動車航送をする一般旅客定期航路事業者にあつては当該自動車航送につき、運賃及び料金の收受並びに運送に関する事業者の責任に関する事項が明確に定められていること。

3 国土交通大臣が標準運送約款を定めて公示した場合(これを変更して公示した場合を含む。)において、一般旅客定期航路事業者が、標準運送約款と同一の運送約款を定め、又は現に定めている運送約款を標準運送約款と同一のものに変更したときは、その運送約款については、第一項の規定による認可を受けたものとみなす。

○海上運送法施行規則(昭和二十四年運輸省令第四十九号)(抄)

(運送約款の記載事項)

第六条 法第九条第二項第二号に規定する運賃及び料金の收受並びに運送に関する事業者の責任に関する事項は、次のとおりとする。

一 運賃及び料金の收受又は払戻しその他の運賃及び料金に関する事項

二 運送の引受けに関する事項

三 乗船券、手荷物券、小荷物券及び自動車航送券に関する事項

四 手荷物及び小荷物の範囲に関する事項

五 手荷物及び小荷物の引取り、引渡し及び保管に関する事項

六 手荷物、小荷物及び航送する自動車の積込み及び陸揚げに関する事項

七 損害賠償その他責任に関する事項

八 旅客の禁止行為に関する事項

標準内航運送約款について(参照条文)

○内航海運業法(昭和二十七年法律第百五十一号)(抄)

(内航運送約款)

第八条 内航海運業者(船舶の貸渡しをする事業のみを行う者を除く。以下この条から第九条まで及び第二十五条の三において同じ。)は、不特定多数の荷主に係る物品の運送に従事するものとして国土交通省令で定める船舶により内航運送をする事業を行おうとするときは、当該内航運送をする事業に関し、内航運送約款を定め、その実施前に、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 2 国土交通大臣は、前項の内航運送約款が荷主の正当な利益を害するおそれがあると認めるときは、当該内航海運業者に対し、期限を定めてその内航運送約款を変更すべきことを命ずることができる。
- 3 国土交通大臣が標準内航運送約款を定めて公示した場合(これを変更して公示した場合を含む。)において、内航海運業者が、標準内航運送約款と同一の内航運送約款を定め、又は現に定めている内航運送約款を標準内航運送約款と同一のものに変更したときは、その内航運送約款については、第一項の規定による届出をしたものとみなす。
- 4 内航海運業者は、第一項の内航運送約款を営業所その他の事業所において公衆に見やすいように掲示しなければならない。

○内航海運業法施行規則(昭和二十七年運輸省令第四十二号)(抄)

(内航運送約款の記載事項)

第十一条 法第八条第一項の内航運送約款に定める事項は、次のとおりとする。

- 一 運賃及び料金の收受又は払戻しその他の運賃及び料金に関する事項
- 二 運送の引受けに関する事項
- 三 貨物の受取、引渡し及び保管に関する事項
- 四 損害賠償その他責任に関する事項
- 五 その他内航運送約款の内容として必要な事項